浅口市学生消防団活動認証制度実施要綱

(目的)

第１条　この告示は、大学、大学院又は専門学校等(以下「大学等」という。)に在学しながら、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した大学生、大学院生又は専門学校生等(以下「大学生等」という。)について、本市がその功績を認証することにより、就職活動を支援することを目的とする。

(対象者)

第２条　本制度による認証(第４条に規定する認証をいう。次条において同じ。)の対象となる者(以下「認証対象者」という。)は、次のいずれかに該当する大学生等(大学等を卒業して５年以内の者を含む。)とする。

(1)　大学等の在学中に本市の消防団員として１年以上(他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。)継続的に消防団活動を行った者

(2)　前号に掲げるもののほか、消防団長が推薦に値すると認めた者

(申請)

第３条　本制度による認証を希望する認証対象者は、消防団長に認証推薦依頼書(様式第１号)を提出するものとする。

２ 前項の認証推薦依頼書を受理した消防団長は、認証対象者の活動状況を精査し、市長に対して本制度による認証を受ける者として当該認証対象者を推薦する場合は、市長に認証推薦書(様式第２号)を提出するものとする。

(審査)

第４条　市長は、前条第２項の認証推薦書が消防団長から提出された場合、当該認証対象者が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献したかどうかについて審査し、当該認証対象者の功績の認証(以下「認証」という。)の可否を決定するものとする。

２ 市長は、消防団長に対し、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(認証決定通知書等の交付)

第５条　市長は、前条第１項の審査により認証することを決定した場合、消防団長に対して、学生消防団活動認証決定通知書(様式第３号)を交付するものとする。

２　市長は、前条第１項の審査により認証しないことを決定した場合、消防団長に対して、学生消防団活動審査決定通知書(様式第４号)を交付するものとする。

(認証状等の交付)

第６条　市長は、認証することを決定した者(以下「被認証者」という。)に対して、浅口市学生消防団活動認証状(様式第５号。以下「認証状」という。)を交付するものとする。

２　市長は、被認証者の求めに応じて、就職活動時において企業に提出するために必要となる範囲において、浅口市学生消防団活動認証証明書(様式第６号。以下「認証証明書」という。)を随時交付するものとする。

(認証の取消し)

第７条　市長は、被認証者が、次のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

(1)　刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合

(2)　認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合

(3)　公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合

(4)　前３号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為　があった場合

２　認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を直ちに市に返却しなければならない。

附　則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。